

認可外保育施設の元施設長逮捕事件について

平成 29 年 8 月 24 日
子ども未来部

1 事件の概要

認可外保育施設を利用していた女兒が、保護者に引き取られたのちに、当日医療機関で死亡した事件で、当時施設長であった容疑者が、保育中の被害者に食塩を摂取させ、塩化ナトリウム中毒で死亡させたとして、平成 29 年 7 月 11 日に傷害致死の容疑で逮捕された。容疑者は、翌 12 日に地方検察庁に送検されたが、8 月 1 日に処分保留により釈放された。

- (1) 死亡日時 平成 27 年 8 月 18 日 (火) 午前 4 時頃
- (2) 被害者 1 歳女兒

2 認可外保育施設と市の関わりと経過

認可外保育施設は、市の認可を受けずに保育業務を行う施設であるが、児童福祉法に基づき、設置の開始日から 1 月以内に、中核市（都道府県）に届出を提出することになっている。

市では、指導監査（立入調査）を年 1 回実施し、同法等に基づき適正な保育内容及び保育環境等が確保されているかを確認して指導している。

<経過>

経過	対応概要	備考
平成 27 年 7 月 13 日	設置届提出・預かり（開始日：7/1 付け）（書類不足のため収受保留）	
8 月 5 日	不足書類の収受完了	
8 月 24 日	設置届収受の決裁完了	
8 月 25 日	施設長から担当者に電話があり、「入所児童が保育中に発熱し、保護者に引き渡した後、医療機関で死亡したため、施設を閉めたい」旨を聴取	
8 月 26 日	課長及び担当者が詳細を聞くために、施設を訪問するが不在	
8 月 27 日	厚生労働省保育課へ電話で状況を報告	
8 月 28 日	課長及び担当者が再度施設を訪問するが不在	
8 月 31 日	施設長宅へ連絡文書及び認可外保育施設廃止届出書用紙を郵送 岩手県子ども子育て支援課長へ状況を報告	返信等反応なし
9 月 1 日	厚生労働省保育課へメールでこれまでの経緯を報告	
9 月 1 日以降	施設長の携帯電話へ連絡するも不出	返信なし
10 月 8 日	認可外保育施設廃止届出書用紙を施設長宅あて再度郵送 10 月 16 日廃止届が届く（廃止日：8/31 付け）	
11 月 9 日 16 日	課長及び担当者が盛岡東警察署において、事情聴取を受ける	

3 国への報告等

平成 29 年 7 月 12 日、厚生労働省保育課へ事件の概要と経過を報告するとともに、現在、市で把握している情報は随時報告している。

4 事件を受けての市内保育施設への対応

- 平成 29 年 7 月 12 日付けで、市内 86 の認可保育施設（公立・私立保育所、認定こども園、地域型保育施設）、30 の認可外保育施設へ、「事故防止の徹底について」を通知。
- 平成 29 年 7 月 12 日付けで岩手県から発出された「食塩の過剰摂取による死亡事案に関する注意喚起」を、13 日付けで 116 施設へ通知。
- 平成 29 年 7 月 14 日付けで厚生労働省等から発出された「保育施設等における食塩の適切な摂取量について」を、18 日付けで 116 の施設へ通知。
- 指導監査（立入調査）時に、安全・衛生対策と健康管理についての指導を強化。